

プロポーザル方式による

箕面市役所別館1階（喫茶スペース）における

事業者公募要領

平成28年(2016年)8月17日

箕面市 みどりまちづくり部 営繕課

目 次

I. プロポーザルの内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順・・・・・・・・	3 頁
III. プロポーザル方式による事業者選定実施要領・・・・・・・・	5 頁
IV. プロポーザルに関する事項等について・・・・・・・・	6 頁
V. プロポーザルにおける採点について・・・・・・・・	8 頁

関係書類（別添）

- ① 箕面市役所別館1階（喫茶スペース）における事業者の公募について【仕様書】
- ② プロポーザル参加申込書
- ③ 誓約書

お問い合わせ先

箕面市 みどりまちづくり部 営繕課

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号 別館4階47番窓口

電 話：072-724-6719

メー ル：jyuutaku@maple.city.minoh.lg.jp

I. プロポーザルの内容について

箕面市役所別館1階の喫茶スペースを有効活用していただける民間事業者を新たに募集します。

当プロポーザルは、当該物件を貸付するにあたり、来庁者及び周辺往来者の利便性の向上に資する事業の提案を広く公募し、その内容を比較し、最も優秀な事業の提案をしていただいた事業者と契約を行うために実施するものです。

契約金額のほか、「集客性」「事業の継続性」などを評価の対象とします。

※ 詳細については、5ページ以降の実施要領の各項目をご参照ください。

II. プロポーザル方式による事業者選定の主な手順

プロポーザル公募要領等配布期間

平成28年8月17日（水）から9月5日（月）まで

◇配布場所：箕面市役所みどりまちづくり部営繕課(別館4階47番窓口)

※市ホームページからもダウンロードできます。

◇現事業者が喫茶店営業中のため、現地説明会は実施しません。



プロポーザル参加申込み

平成28年8月26日（金）～9月5日（月）午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日を除く

◇受付場所：箕面市役所みどりまちづくり部営繕課(別館4階47番窓口)

◇応募書類 下記の書類をご提出ください。（持参のみ。郵送不可）

- ①プロポーザル参加申込書【様式1】 1部
- ②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部
- ③印鑑（登録）証明書 1部
- ④誓約書【様式2】 1部
- ⑤前年度の納税証明書 各1部
- ⑥応募事業の収支計画 10部
- ⑦直近の決算書もしくは事業計画書 10部
- ⑧企画提案書 A4サイズ10部



選定審査（プレゼンテーションの実施）

平成28年9月9日（金）～9月20日（火）の期間中

◇プレゼンテーションの正式な日時、場所等は、応募者あてに改めて通知します。



- ◇プレゼンテーションは、説明時間、質疑応答時間とも各10分以内、合計20分以内でお願いします。
- ◇プレゼンテーションの内容及び応募書類により選定審査します。
- ◇応募状況によっては、先に一次審査（書類審査）を実施し、プレゼンテーション参加者を決定する場合があります。

選定審査結果通知

平成28年9月23日（金） ※予定



◇プロポーザル参加者あて結果を文書にて通知します。

契約締結日

平成28年10月1日（土）



契約内容履行（貸付の開始）

平成28年10月1日（土）から

貸付開始後は、準備期間（内装工事、什器入替等）であっても、賃借料は全額ご負担となります。

Ⅲ. プロポーザル方式による事業者選定実施要領

箕面市が行うプロポーザル方式による箕面市役所別館1階（喫茶スペース）における事業者の選定に参加されるかたは、次の事項について予めご理解の上、ご参加ください。

1. 公募する事業内容及び事業者の選定について

別紙「箕面市役所別館1階（喫茶スペース）における事業者の公募について【仕様書】」をご参照ください。

2. 応募資格について

応募資格者は、本公募要領及び仕様書に示された内容に沿った事業を実施できる法人・個人とします。ただし、次のいずれかに該当すると認められる方は参加することは出来ません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 税を滞納している者
- (3) 応募書類提出時点において、箕面市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (4) 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財務能力を有しない者
- (5) その他市長が貸付するのに相応しくないと判断する者

3. その他

- (1) 当該物件の貸付の開始は、平成28年10月1日です。
貸付の開始日以降に、契約者は物件の開店、改修等が可能となります。
貸付料についても同日から発生します。
※貸付料は、毎月分前払いとします。当月分を前月末日までに納付してください。平成28年10月分については、平成28年10月14日までに納付してください。
※貸付料は、喫茶スペースと来客用駐車場1台分を合算した額となります。
- (2) 箕面市条例をはじめ各種法令を遵守してください。
- (3) 業務上知り得た情報等は第三者に漏らさないでください。
- (4) 本契約に関する情報については、情報公開の対象となります。

IV. プロポーザルに関する事項等について

1. プロポーザル参加申込みについて

(1) 受付期間及び時間

平成28年8月26日(金)～9月5日(月) 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日を除きます。

※郵送による申込みは受け付けできません。

(2) 受付場所

箕面市役所みどりまちづくり部営繕課(別館4階47番窓口)

(3) 応募書類

①プロポーザル参加申込書【様式1】 1部

②全部事項証明書〔履歴事項証明書〕 1部 ※発行後3ヵ月以内

③印鑑(登録)証明書 1部 ※発行後3ヵ月以内

④誓約書【様式2】 1部

⑤前年度の納税証明書 各1部

※下の表にある各税について、納税済みの証明書を提出してください。非課税の場合は非課税証明書を提出してください。

発行者	本店又は本社を所轄する税務署		本店又は本社を所轄する都道府県税事務所	市町村税務課
法人の場合	法人税	消費税	法人事業税	法人市民税
個人の場合	所得税	消費税	個人事業税	個人住民税

⑥応募事業の収支計画 10部

⑦直近の決算書もしくは事業計画書 10部

⑧企画提案書 A4サイズ10部(正本1部・副本9部)

※ページ数の制限はありません。

※月間貸付料、契約期間、事業内容、提案理由については、必ず記載してください。

※当該物件の改装の施工方法、仕上りの具合、外観等がわかる内容としてください。

※飲食業で出店を予定されている場合は、メニュー構成及び設定金額も記載してください。

(4) 申込みにあたっての留意事項

- ・応募のために要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、選考結果に関わらず返還しません。
- ・現事業者が9月まで喫茶店営業中のため、現地説明会は実施しません。現地確認をご希望のかたには、現事業者の了解のもと個別にご案内しますので、電話にてご連絡ください。

- ・他の申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、お答えできません。

2. 出店候補者の選定について

(1) 選定審査について

①実施日時等

日 時：平成28年9月9日（金）～9月20日（火）の期間中

場 所：箕面市役所内

※選定審査（プレゼンテーション）の正式な日時、場所等は、応募者あてに改めて通知します。

②プレゼンテーション

説明時間：説明、質疑応答とも各10分以内、合計20分以内とします。

説 明 員：2名までとします。

※プロジェクター及びノートパソコン（OS:Windows7）は市で準備します。

その他必要な機材等は応募者でご準備ください。

③応募状況によっては、先に一次審査（書類審査）を実施し、プレゼンテーションに参加する数者を決定する場合があります。

(2) 審査の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、または審査の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、審査を中止または延期することがあります。

(3) 契約者について

- ・契約者は、選定において最高の評価を得た者であって、応募資格を満たした者としてします。
- ・申込者が1事業者であっても審査し、契約者としての適否を判断します。
- ・第1位順位者が契約を締結しないときは、次点者と契約の交渉を行います。

(4) 結果の公表

結果については、文書で通知するとともに、箕面市のホームページ上で公表いたします。

3. 契約について

(1) 契約締結日は、平成28年10月1日（土）となります。

(2) 契約はプロポーザル参加申込書に記載された名義で締結します。

(3) 契約日が、契約内容の履行開始日（物件の貸付開始日）となります。

履行開始（貸付開始）後は、準備期間（内装工事、什器入替等）であっても、賃借料は全額ご負担いただきます。

(4) 契約書に貼付する収入印紙の費用は、契約者の負担となります。

(5) 契約者を義務者として課される公租公課は、契約者の負担となります。

4. その他

- (1) プロポーザルに参加されるかたは、本公募要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 消費税を除き、各種法令が変更された場合においても、契約金額の変更等はありません。
- (3) 市役所敷地内への広報、宣伝のための掲示物等の提案は差し支えありませんが、市役所及び市民会館の運営に影響のないものとしてください。

V. プロポーザルにおける採点について

プロポーザルにおいて、第1位提案者を決定するにあたり審査する分野は、

- ・提案金額（貸付料、金額の妥当性 等）
- ・事業内容（集客性、利便性、事業の継続性、外観、安全衛生面 等）
- ・事業者（経営安定性、類似事業の実績、広報、宣伝の工夫 等）

の3分野とし、それぞれ等分に配点し、総合評価にて決定します。

以上